

速度取締り指針

佐伯警察署の速度取締り重点

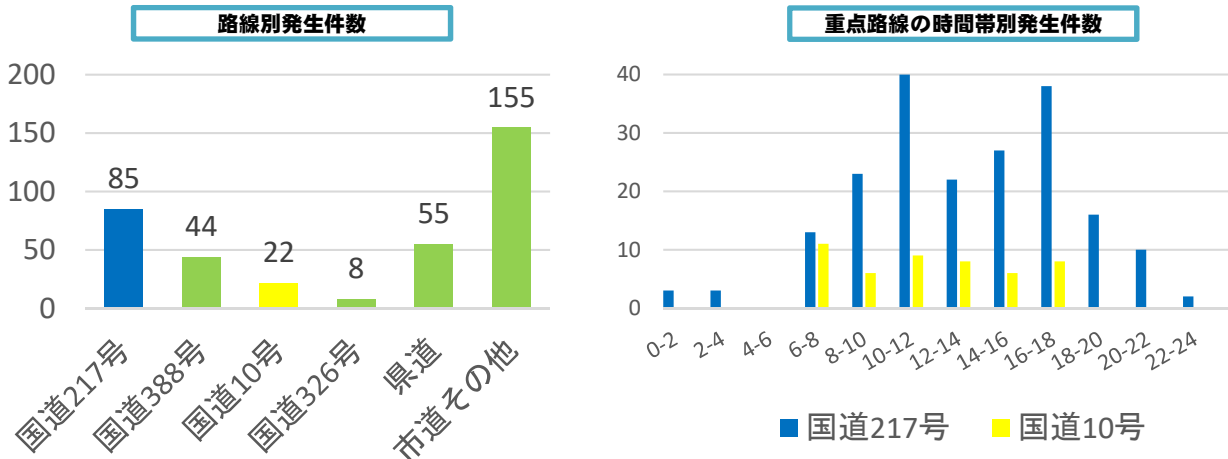
次の路線、時間帯を重点に速度取締り活動を推進します。
ただし、重点以外の路線、時間帯(早朝・夜間)であっても、速度取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区間	規制速度
国道10号	6:00～18:00	管内全域	50キロ
国道217号	6:00～20:00	旧佐伯市内	30～50キロ

※ 小中学校周辺での速度取締りも実施します。

警察署管内における交通事故実態

過去5年間【令和2年～令和6年10月末】の人身事故を集計



重点路線における時間帯別交通事故発生状況には以下のような特徴があります。

- ・ 国道217号では、人身事故が10時から12時と16時から18時の時間帯に約4割の発生。
- ・ 国道10号では、人身事故が6時から18時のみで発生。

その他の交通指導取締り要点

- ・ 国道388号では、追突事故が約4割発生していることから、漫然運転対策として携帯電話、シートベルト取締りを実施します。
- ・ その他の路線でも、重大な交通事故につながり得る携帯電話使用等の交通違反取締りを実施します。
- ・ 飲酒運転、無免許運転、交差点関連違反等の交通事故に直結する交通違反の取締りを実施します。
- ・ 通学路対策として、通学時間帯に小中学校周辺において、横断歩行者妨害、通行禁止違反等の取締りを実施します。